

定例監査の結果

1 監査の期間

令和4年10月19日から令和4年11月4日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

市民部 地域つながり課、市民課

(2) 対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において重点項目とした現金収納に係る事務処理について、西尾市予算決算会計規則等の規定に基づき適切かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 地域つながり課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

(ア) 長期継続契約において、契約期間開始前の年度に締結しているものが散見された。

【地方自治法第208条】

(イ) 入札実施伺いにおいて、指名競争入札の理由が記載されていないものがあった。

【地方自治法施行令第167条】

(ウ) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものがあった。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】

(エ) 50万円を超える契約において、予定価格書を封かんしていないものが散見された。

【契約規則第13条】

(オ) 随意契約締結伺いにおいて、2人以上の者から見積書を徴していないものがあった。

【契約規則第24条の3】

(カ) 業務委託契約書において、本文の記載の受注者名と本来の契約の受注者名が相違しているものがあった。

【契約規則第27条】

(キ) 契約書（案）に添付されている仕様書及び約款が、契約書に添付されていないものや、個人情報の取扱いがあるにもかかわらず、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を添付せずに契約しているものがあった。【契約規則第27条】

(ク) 契約書及び個人情報の取扱いに関する特記仕様書に定められた再委託承認申請があったにもかかわらず、承認の決裁がされていないものがあった。

【契約書第19条、個人情報の取扱いに関する特記仕様書第7条】

(ケ) 業務委託契約において、約款で定められた完了届の提出がないものが散見された。【業務委託契約約款第13条】

(コ) 業務委託変更契約書において、収入印紙の貼付もれがあった。【印紙税法】

(カ) 契約書や請書で定められた業務状況報告書や作業工程の分かる写真の提出がないものがあった。【契約書第8条、請書】

イ 公印の使用において、決裁文書を公印保管者に提示せず、また、公印使用簿に記載せずに使用しているものがあった。【公印規則第8条】

ウ 個人情報の管理において、保管する必要のない債権者登録・口座振替申出書の写しや個人番号通知カードの写しが保管されていた。

【個人情報保護条例第5条、第7条の2】

エ 会計年度任用職員に関する事務において、年休取得累計誤りにより報酬の未払があった。【会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第18条】

オ 物品管理事務において、収入印紙の実枚数と受払簿に記載された残数とが一致しないものがあった。【物品管理要綱第10条】

(2) 市民課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

(ア) 契約書で定められた個人情報の取扱いに関する特記仕様書を添付していないものがあった。【契約規則第27条】

(イ) 個人情報取扱特記事項で定められた管理責任者を特定した通知を受けていないものがあった。【個人情報取扱特記事項第2条第2項】